

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成30年12月13日

香取市長 宇井 成一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
八本地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成30年11月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数  
個人 5経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける担い手の分散錯綜を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方  
新規就農の促進  
集落営農組織の設立

